



第79回

国民スポーツ大会冬季大会

スキー競技会
実施要項



©2015 秋田県んだッチ

あきた鹿角国スポ2025

～サキホコレ 君の雄姿よ雪原に～

公益財団法人日本スポーツ協会

文 部 科 学 省

秋 田 県

公益財団法人全日本スキー連盟

鹿 角 市

目 次

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 競技会日程と会場一覧表 | 1 |
| 2 | スキー競技実施要項 | 2 |
| | ※交代（変更）届・棄権届 | 20 |
| 3 | 式典次第 | 22 |
| 4 | 宿泊要項 | 24 |
| 5 | 輸送交通要項 | 28 |
| 6 | 医療救護要項 | 30 |
| 7 | 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程 | 31 |
| 8 | 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程 | 32 |
| 9 | 関係団体事務局一覧 | 33 |

競技会日程と会場一覧

スキー競技会

| 会場地 | 式典・競技 | 日 程 | | | | 会 場 | 所 在 地 |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| | | 2025年2月 | | | | | |
| | | 1 3 日 (木) | 1 4 日 (金) | 1 5 日 (土) | 1 6 日 (日) | | |
| 鹿角市 | 開 始 式 | ◎ | | | | 鹿角市 文化の杜交流館 コモッセ | 鹿角市花輪字 八正寺 13 TEL 0186-30-1504 |
| | 表 彰 式 | | | | ◎ | 鹿角トレーニングセンター アルパス (アリーナ) | 鹿角市花輪字 百合沢 81-1 TEL 0186-23- 8000 |
| | ジャイアントスラローム | | ○ | ○ | ○ | 花輪スキー場 | |
| | クロスカントリー | | ○ | ○ | ○ | | |
| | スペシャルジャンプ | ◇ | ○ | | | | |
| | コンバインド | ジャンプ | ◇◆ | | ○ | | |
| | | クロスカントリー | | | ○ | | |
| 種 目 別 表 彰 式 | | ● | ● | ● | 鹿角トレーニングセンター アルパス (アリーナ) | | |

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日 ◆予備ラウンド ●種目別表彰式

2 全国会議

| 会 議 名 | 日 時 | 会 場 | 所 在 地 |
|---------------|---------------------|-----------------------------|--|
| 全 国 代 表 者 会 議 | 2025年2月12日(水)13:00～ | 鹿角トレーニングセンター アルパス (アリーナ) | 鹿角市花輪字 百合沢 81-1 TEL 0186-23-8000 |
| 全 国 報 道 員 会 議 | 2025年2月12日(水)16:00～ | | |

3 監督会議

| 会 議 名 | 日 時 | 会 場 | 所 在 地 |
|---------------------|---------------------|-----------------------------|--|
| ジャイアントスラローム | 2025年2月12日(水)14:30～ | 鹿角トレーニングセンター アルパス (アリーナ) | 鹿角市花輪字 百合沢 81-1 TEL 0186-23-8000 |
| クロスカントリー | 2025年2月12日(水)14:30～ | | |
| スペシャルジャンプ コンバインド | 2025年2月12日(水)14:30～ | | |

2 スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「あきた鹿角国スポ2025」は、「サキホコレ 君の雄姿よ雪原に」をスローガンに、全国からの参加者や県民の心にいつまでも残る大会をめざすとともに、秋田県の魅力を全国に発信する大会として開催する。

2 実施種目 正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

3 期 間 2025年2月13日（木）～2月16日（日）（4日間）

4 開催地 秋田県 鹿角市

5 日程及び会場

| 期 日 | 時間 | 会議・式典・競技 | 会 場 |
|----------------------|---|--|---|
| 2月12日 (水) | 13:00 14:30 16:00 | 全国代表者会議 監督会議 全国報道員会議 | 鹿角市トレーニングセンター アルパース |
| 第1日目 2月13日 (木) | 9:00 15:00 | スペシャルジャンプ公式練習 (HS=86m) コンバインドジャンプ公式練習 (HS=86m) コンバインドジャンプ予備ラウンド (HS=86m) 開始式 | 花輪スキー場花輪ジャンツェ 鹿角市文化の杜交流館コモッセ |
| 第2日目 2月14日 (金) | 9:00 9:00 10:00 | スペシャルジャンプ (HS=86m) 少年男子、成年男子B、成年男子A ジャイアントスラローム 成年男子C、成年男子B、成年女子B クロスカントリー (クラシカル) 少年男子、成年男子A、成年男子B | 花輪スキー場花輪ジャンツェ 花輪スキー場アルパースコース 花輪スキー場クロスカントリーコース |
| 第3日目 2月15日 (土) | 9:00 9:00 10:00 14:00 | コンバインドジャンプ (HS=86m) 少年男子、成年男子B、成年男子A ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、少年女子 クロスカントリー (クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A、 成年女子B コンバインドクロスカントリー (フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A | 花輪スキー場花輪ジャンツェ 花輪スキー場アルパースコース 花輪スキー場クロスカントリーコース 花輪スキー場クロスカントリーコース |
| 第4日目 2月16日 (日) | 9:00 9:30 11:00 11:10 16:00 | ジャイアントスラローム 少年男子 リレー (フリー) 女子 リレー (フリー) 成年男子 リレー (フリー) 少年男子 表彰式 | 花輪スキー場アルパースコース 花輪スキー場クロスカントリーコース 鹿角トレーニングセンター アルパース |

6 種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名（成年40名以内、少年32名以内）計75名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）で制限する。

なお、補欠は認めない。

| 種目 | 種別（部） | | | 少年男子 | 成年女子 | | 少年女子 |
|-------------|--------------|---|---|------|-------------|---|------|
| | A | B | C | | A | B | |
| ジャイアントスラローム | 3 | 3 | 3 | 6 | 3 | 2 | 4 |
| クロスカントリー | 3 | 3 | 3 | 6 | 3 | 2 | 4 |
| スペシャルジャンプ | 3 | 3 | | 6 | | | |
| コンバインド | 3 | 3 | | 6 | | | |
| リレー | 6名（4×10km F） | | | 同左 | 6名（4×5km F） | | |

- 注1) クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。
- 2) コンバインド競技クロスカントリー（フリー）の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。
- 3) リレー競技（フリー）は6名（走者4名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。
- 4) リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

- 都道府県対抗とする。
- 競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国スポ競技の特別規則による。

8 抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を2024年10月〔第1回組織委員会時〕に、本抽選（スタート抽選）を2025年1月29日（水）〔第2回組織委員会時〕に行う。

9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 79 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2025 年 1 月 22 日（水）】に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め選抜した者であること。

ウ 特別大会又は第 78 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、特別大会又は第 78 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 5 「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 5 「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競

技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア） 都道府県大会に参加し、これに通過したものであること。

（イ） 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

（ウ） ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキー・スノーボードコーチ1、公認スキー・スノーボードコーチ2、公認スキー・スノーボードコーチ3、公認スキー・スノーボードコーチ4、公認スキー教師、公認スキー上級教師のいずれかの資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア） 居住地を示す現住所

（イ） 勤務地

（ウ） ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

（ア） 居住地を示す現住所

（イ） 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ） 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から各競技会終了時（2025年2月16日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記3「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記5「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

（ア） A（18歳以上26歳未満）

1998年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者

（イ） B（26歳以上34歳未満）

1990年4月2日から1998年4月1日までに生まれた者

(ウ) C (34歳以上)

1990年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満(1997年4月2日以降に生まれた者)、成年男子Bは27歳以上(1997年4月1日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子

(ア) A (18歳以上24歳未満)

2000年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者

(イ) B (24歳以上)

2000年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

2006年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1 【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、諸事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、2024年10月31日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

[注] 強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民スポーツ大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則」第5項に基づき、都道府県予選会にエントリーしなければならない。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めずとし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2024年4月30日以前から各競技会終了時（2025年2月16日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を貸借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2024年4月30日以前から各競技会終了時（2025年2月16日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）のとおりとする。

別記4 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2024年4月30日以前から、各競技会終了（2025年2月16日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、特別大会または第78回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2024年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会に参加した者が、第80回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011 から 2012 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

別記5【能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、特別大会または第78回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大

会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

| 天皇杯対象種別 | 皇后杯対象種別 | 競 技 得 点 |
|---------|---------|---|
| 成年男子 | | 各種目（リレーを含む）ともに1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。 |
| 成年女子 | 成年女子 | |
| 少年男子 | 少年女子 | |
| 少年女子 | | |

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12 表 彰

(1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、各都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込方法

(1) 都道府県体育・スポーツ協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第79回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込の締切は、2025年1月22日（水）午後5時とする。

(4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が全日本スキー連盟と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項20ページ）にて届け出なければならない。

ア 公益財団法人全日本スキー連盟 会長

[注] 提出方法はメールとする。

【提出メールアドレス：saj-kokutai@ski-japan.or.jp】

イ 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

[注] 届出は、2025年2月11日（火）に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本スポーツ協会に対しては、上記の文書による届け出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(6) プログラム編成は、2025年1月29日（水）に秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課で行う。

14 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本要項20ページ）を用いるものとする。

15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

| 区 分 | 参加負担金 |
|-------------------------------|---------|
| 少年の種別に参加する選手 | 4,000 円 |
| 上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等） | 8,000 円 |

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2025年1月22日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

16 宿泊申込

大会参加者は、秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込みものとする。

17 参加選手団体本部役員編成

参加選手団体本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同できる。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団体本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手団体本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第13項に定める方法により行う。

18 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2026 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 13 項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 大会参加章及び AD カードの交付

大会参加章及び AD カードは、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員、
- (2) AD カード
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員、競技役員及び大会主催が認めた者

20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づきユニフォームを着用しなければならない。ただし、スキー競技会については、同規程第 5 条（表示の特例）を適用する。

21 個人情報及び肖像権に係る取扱い

日本スポーツ協会、秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課、第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会国スポ鹿角市実行委員会及び全日本スキー連盟（以下、「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新

聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申込みこと。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

23 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。

- (3) 納入期限及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

24 リフト搭乗取扱い

- (1) 次の者はリフト料金（ゴンドラを含む。以下同じ。）を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定された AD カードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部役員、補助員、協力隊員、都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン
イ 選手（当日出場の選手に限る。）

ウ 大会期間（2月13日（木）～16日（日））における指定された AD カードを着用した監督

- (2) 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。
- (3) 割引リフト搭乗券を購入する場合は、指定の様式に必要事項を記入し、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会国スポ鹿角市実行委員会が発行する監督 AD カードを提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。
- (4) その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

(別表) リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム (各スキー場の指定リフト)

| 対 象 者 | 2025 年 2 月 | | | | | | | |
|--|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 9 日 (日) | 10 日 (月) | 11 日 (火) | 12 日 (水) | 13 日 (木) | 14 日 (金) | 15 日 (土) | 16 日 (日) |
| 大会役員・競技会役員 競技役員・実施本部員 各都道府県本部役員 視察員・補助員 サービスマン 報道員 協力隊員 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 選 手 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | | | | | | 割引 | 割引 | 割引 |
| 監 督 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| コーチ | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 | 割引 |

[注] 選手欄の無料対象 (14 日から 16 日) は当日出場する者に限る。

リフト割引価格

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 1 日 券 | 選手・監督・コーチ | 3,000 円 |
|-------|-----------|---------|

※ 水晶山スキー場・八幡平スキー場で練習する場合も、2月9日から1日券3,000円で利用することができる。

○スペシャルジャンプ・コンバインドジャンプ
リフト料金はかからない。

第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会
 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】 ※いずれかに○
 ※手続きにあたっては、次のページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手・監督

| | | | | | |
|-----|--|----|--|-------|--|
| 競技名 | | 種別 | | 部・種目別 | |
| 氏名 | | | | | |

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

| |
|----------------------|
| 1. 体調不良のため（症状：_____） |
| 2. 怪我のため |
| 3. その他（_____） |

3 交代（変更）選手・監督 ※棄権の場合は記入不要

| | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|------------------|----|------------|---|-------|
| フリガナ | | 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日生 |
| 氏名 | | | | | | () 歳 |
| 連絡先 (TEL)※1 | | 連絡先 (メール)※1 | | | | |
| 所属区分※2 | | 所属の所在地※3 | | | | |
| プログラム記載用所属 | | | | | | |
| 特別大会 参加都道府県 | | 第78回大会 参加都道府県 | | 例外適用 ※4 | | |
| 全日本スキー連盟 競技者登録の有無 | 有 ・ 無 | 有の場合の 登録番号等 | | | | |
| その他の必要事項（身長、体重、記録等） | | | | | | |
| JSPO 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入 | 資格名 登録番号 | 有効 期限 | | 年 | 月 | |

- ※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。
 ※2 第79回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。
 成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと
 少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
 ウ 勤務地
 ※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。
 ※4 今回（第79回大会）と第78回大会（不出場の場合は特別大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。[1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）
 4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例 6. 能登半島地震に係る特例措置]

年 月 日

公益財団法人全日本スキー連盟会長 様
 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課長 様

_____ 体育・スポーツ協会

_____ 会長（代表者）

_____ 協会・連盟

_____ 会長（代表者）

第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合は、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課（以下「秋田県スポーツ振興課」という。）宛に提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、秋田県スポーツ振興課にも提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者※2宛に指定の連絡方法にて提出すること。
なお、提出した棄権届は必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）へ提出すること。
- (2) 全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了時の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに全日本スキー連盟は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了時に通知される日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続の場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 全日本スキー連盟は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定連絡方法」は、日本スポーツ協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

3 式典次第

【第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会】 開 始 式

期 日 2025年2月13日(木)
会 場 鹿角市文化の杜交流館コモッセ

| 順 | 次 第 | 時 刻 |
|----|-------------------------------|-------|
| 1 | 開 場 | 14:00 |
| 2 | 役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始 | 14:30 |
| 3 | 役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了 | 14:57 |
| 4 | 歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン | 15:00 |
| 5 | 参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介 | 15:15 |
| 6 | 開 式 通 告 | 15:40 |
| 7 | 競 技 会 開 始 宣 言 | 15:41 |
| 8 | 国 旗 儀 礼 | 15:44 |
| 9 | 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼 | 15:46 |
| 10 | 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還 | 15:48 |
| 11 | 日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ | 15:52 |
| 12 | ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ | 15:55 |
| 13 | 中 央 競 技 団 体 あ い さ つ | 15:58 |
| 14 | 歓 迎 の こ と ば | 16:01 |
| 15 | 選 手 代 表 宣 誓 | 16:10 |
| 16 | 閉 式 通 告 | 16:13 |
| 17 | 役 員 ・ 選 手 団 解 散 | 16:14 |

【第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会】 表彰式

期 日 2025年2月16日（日）
会 場 鹿角トレーニングセンター アルピス

| 順 | 次 第 | 時 刻 |
|----|-----------------------------|-------|
| 1 | 開 場 | 15:00 |
| 2 | 役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始 | 15:30 |
| 3 | 役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了 | 15:59 |
| 4 | 開 式 通 告 | 16:00 |
| 5 | 成 績 発 表 | 16:01 |
| 6 | 競 技 会 表 彰 状 授 与 | 16:09 |
| 7 | 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与 | 16:25 |
| 8 | 中 央 競 技 団 体 あ い さ つ | 16:28 |
| 9 | 会 場 地 あ い さ つ | 16:31 |
| 10 | 国 旗 儀 礼 | 16:34 |
| 11 | 競 技 会 終 了 宣 言 | 16:36 |
| 12 | 閉 式 通 告 | 16:37 |
| 13 | 役 員 ・ 選 手 団 解 散 | 16:38 |

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

秋田県（以下「県」という。）及び第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会国スポーツ鹿角市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、開催地市の旅館組合等（以下「関係団体等」という。）と相互に十分な連絡調整を行うとともに、協力を得ながら、大会参加者の宿泊に万全を期すものとする。

3 業務の実施

県及び実行委員会は、競技団体及び関係機関等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、宿泊に関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の旅館等だけでは、宿舎が不足する場合は、その地域の実情に応じて、関係機関・団体と協議のうえ、近隣市町村内の旅館、公共施設等を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は、利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督については、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に宿舎を変更したことによって生じたすべての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
 - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

| 区 分 | 宿泊料金 | | | | 備 考 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------------------|
| | 1泊2食 | | 素泊まり | | |
| | 税込(10%) | 税抜 | 税込(10%) | 税抜 | |
| 営業施設 A | 9,350 円 | 8,500 円 | 6,270 円 | 5,700 円 | 通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。 |
| 営業施設 B | 12,100 円 | 11,000 円 | 9,020 円 | 8,200 円 | |
| 営業施設 C | 14,300 円 | 13,000 円 | 11,220 円 | 10,200 円 | |
| 営業施設 D | 12,100 円 | 11,000 円 | 9,020 円 | 8,200 円 | |

[注] 区分 A～D とは、営業施設の中で宿泊料金の実勢価格等を考慮して設定した宿泊施設をいう。

営業施設 D については、原則 1 泊朝食とするが、大会参加者からの要望があれば 1 泊 2 食で対応（一部の宿泊施設）する。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食、朝食どちらの場合も、2 日目の 12 時までに宿舎に申出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 営業施設 A～C までの欠食料金は次のとおりとする。

イ 夕食を欠食した場合は、1 食分料金の 2,000 円を減額する。

ウ 朝食を欠食した場合は、1 食分料金の 800 円を減額する。

| 区 分 | 夕食を欠食した場合 | | 朝食を欠食した場合 | |
|--------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 税込(10%) | 税抜 | 税込(10%) | 税抜 |
| 営業施設 A | 7,150 円 | 6,500 円 | 8,470 円 | 7,700 円 |
| 営業施設 B | 9,900 円 | 9,000 円 | 11,220 円 | 10,200 円 |
| 営業施設 C | 12,100 円 | 11,000 円 | 13,420 円 | 12,200 円 |
| 営業施設 D | 9,900 円 | 9,000 円 | 11,120 円 | 10,200 円 |

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、各宿舎に対して入宿後に振込することとする。なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

また、クレジットカード払いの可否は各宿舎の規定に基づくものとする。

(7) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の取消料は次のとおりとする。

| 宿泊取消の申出区分 | 宿泊取消料 | 備 考 |
|-----------------------|--------------|-------------------------------------|
| 宿泊予定日の7日前まで | 不要 | 素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。 |
| 宿泊予定日の6日前から宿泊予定日の前日まで | 宿泊料金（税抜）の50% | |
| 宿泊予定当日 | 宿泊料金（税抜）の全額 | |

[注] 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により、競技会（種目・種別）が中止になった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

イ 選手・監督の特例

選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において、宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

| 宿泊取消の申出区分 | 宿泊取消料 | 備 考 |
|---------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し | 宿泊料金（税抜）の50% | 素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。 |
| 競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し | 不要 | |

ウ 宿泊変更・取消の申出

宿泊申込み後、変更・取消の申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア及びイの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

なお、アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

エ 宿泊の最終的責任

宿泊取消料は、宿泊責任者又は宿泊者本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。宿泊責任者又は宿泊者本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2025年2月9日（日）15時から2月17日（月）10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。また、選手・監督、都道府県本部役員及び視察員にあっては、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。
- (2) インターネット等による宿泊の申込みが実施要領に定める申込期限までになかった場合は、宿泊の申込みを受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別の事情のない限り認めないものとする。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者が FAX 又は郵送により速やかに当該宿舎に行くものとし、その効力の発生は到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和がとれ、郷土色豊かなものとなるように配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、実行委員会が定める弁当申込方法により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

| 区 分 | 消費税 | 料 金 |
|-----------------|-----|-----------|
| 昼食弁当 (お茶を含む) | 税抜 | 1,000 円以内 |
| | 8 % | 1,080 円以内 |

※弁当は軽減税率の対象となる。

10 スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、提示された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

秋田県（以下「県」という。）及び第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会国スポーツ鹿角市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県が行う来会調査等の際に、その旨を申出るものとする。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

原則として自由集合及び自由解散とする。

なお、開始式場の駐車場は、参加選手団、来賓、大会役員、報道関係者の駐車スペースしか確保できないことから、駐車許可証の交付を受けた車両のみが駐車できるものとし、参加者は相乗り等で開始式場に集合するものとする。

(イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。ただし、実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県及び実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場（以下「式典会場」という。）及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 式典会場及び各競技会場における駐車場は、実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

秋田県（以下「県」という。）及び第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会国スポ鹿角市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師（保健師）、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 競技会場（花輪スキー場）には、救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

大会の開始式・表彰式会場及び競技会場における医療救護は、実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関する事項について、必要に応じて別に定めるものとする。

7 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

8 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

9 関係団体事務局一覧

| 団体名 | 所在地 | TEL |
|--|---|------------------------------|
| | | FAX |
| 公益財団法人 日本スポーツ協会 | 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE | 03-6910-5808 03-6910-5820 |
| スポーツ庁 競技スポーツ課 | 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 | 03-6734-2999 03-6734-3793 |
| 公益財団法人 全日本スキー連盟 | 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE | 03-5843-1525 03-5843-1524 |
| 公益財団法人 秋田県スポーツ協会 | 〒010-0974 秋田県秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター 内 | 018-864-8090 018-864-5752 |
| 秋田県スキー連盟 | 〒010-0974 秋田県秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター 内 | 018-893-6832 018-893-6834 |
| 秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 | 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階 スポーツプロジェクトチーム | 018-860-1243 018-860-3884 |
| 第79回国民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会 国スポ鹿角市実行委員会事務局 | 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1 鹿角市教育委員会 国民スポーツ大会事務局 | 0186-30-1141 0186-22-0888 |

スポーツ"くじ"

